

第 22 期第 19 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 5 年 8 月 24 日

第22期 第19回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年8月24日(木) 午後2時から

2 場 所 静岡県庁別館8階第1会議室A(静岡市葵区追手町9-6)

3 議 題

(1) 諮問事項

うなぎ稚魚漁業の許可について

(2) 指示事項

ア えびかご漁業について

イ 定置保護区域の設定について

(3) 協議事項

うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針について

(4) 報告事項

ア 知事許可漁業の要望調査について

イ 一都三県連合海区漁業調整委員会について

ウ くろまぐろ(小型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲
可能量の変更について

エ 全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について

(5) その他

ア 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の開催について

イ 次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	渡邊 俊了	鈴木 伸洋
	安間 英雄	田口さつき	眞鍋 淳子	影山 佳之
欠席委員	金指 治幸	原 剛	李 銀姫	三浦 綾子

水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事務局	伊藤 円	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第19回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。また、本日、金指委員、原委員、李委員、三浦委員の4名が欠席となっております。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、こちらの会場についてですが、飲食可能となっております。水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

○伊藤事務局長

それでは、ただいまから、議事に入らせていただきます。鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私からです。キンメダイに関しては、後ほど高田委員の方から、同じような漁場ですから、内容を説明してくれると思いますので、省略します。

前回、テングサがだいぶ揚がってきているという話をしましたが、どんどん数量が増えています。また、お盆前までは、サザエがもういないと非常に困っていたんですけども、盆明けあたりから1人40kgほどずつ水揚げするようになりました。値段も、1番安いときの3倍くらいしているもので、潜っている仲間に見れば、結構な商売になっていると思います。稲取の方は、以上です。

○西原委員

南駿河湾の西原です。お盆の一番値段が出る時期に台風が来たせいで、ほとんど漁ができなかったというのが現状で

す。

しらす船曳についても、台風が過ぎた後の漁を期待したんですけど、逆に減って、質もちょっと落ちているような状態です。

曳き縄のカツオの釣り餌については、全国的にカツオの餌が無くなっているものですから、なかなか思うような漁ができておりません。

カツオに関しては、東の方で水揚げがあると、値段が下落して、2 kg以下は300円前後です。

イセエビに関しては、海水温が29℃から30℃くらいあるものですから、9月1日に役員会を開きまして、日程どおりやるのか、延ばすのか、協議をしますけれども、仲買の方からは、延ばしてくれという意見がだいぶ上がってきております。

台風のおかげで、8月のお盆前後の漁ができなかったのが残念です。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆諸島のさば漁に関しましては、報告するものがありません。航海数は、この1ヶ月で3航海。漁獲は、ほとんど空。ちょっと細かいことを言いますと、魚群探知機、ソナーともに、反応はどの海域でも出ます。元気よく灯りをつけて、餌を投げて、水深40メートルくらいまでは浮いてくるんですけど、サバの棒受け網というのは、水面から15メートルくらいしか網が入らないものですから、漁獲は空です。ずっと粘っていると、網1回に3匹、4匹は入るらしいんですけど、一晩あたりのお水揚げは、昨日は10匹、今日も先程出航したんですけど、明日どうでしょうという感じです。

船頭からの報告だと、集魚灯の光を嫌うようで、ソナーで見ると、船から200メートルくらいのところまでは来るんですけども、そこから近くに入ってくれません。集魚灯の明かりを絞ってやると、100メートルくらいまでは来るんですけど、そこからは入ってくれません。それ以上絞ってしまうと、真っ暗になってしまいます。

水深の方も40メートルから上がらないということです。推測でしかないんですが、その反応が全部サバだとしたら、

かなりいるはずなんですけど、まったく獲れない状況です。以上です。

○日吉委員

定置の日吉です。先日もお話したかもしれませんが、今、豆アジが大量発生しています。僕が漁師になって初めてです。定置で獲っているのは一部だと思いますが、ものすごい量です。相模湾でも結構混じってたりしているんですけども、ずっとアジが無い中で、アジの資源が復活したかなと思っております。あまり獲り過ぎないように徐々に獲って、皆で高く売れたらと思っております。

あと、定置では珍しいんですけど、今朝、カツオが結構入りました。相当沿岸近くに回っているのかなと思います。あと、水カマスも相当量が入りました。ちょうど天ぷらにするというサイズになりつつあります。

もうひとつ、余談なんですけど、県の水技研に協力していただいている外洋蓄養の養殖サバという事業をやっているんですけども、昨日はシーフードショーというのが、ビックサイトでありまして、その横のアグリフードエキスポという農業のブースに、サバの蓄養とアルコール凍結工場を持った会社と一緒に出展してきました。農業のブースの中でアウェーな感じでしたんですが、かえって皆さんが興味持ってくれましたし、伊豆半島の観光も発信できたかなと思います。

蓄養養殖で脂を乗せられるというものが、伊豆分場に相当協力いただいて、具体化できてきました。まだまだ試験中ですが、先にお話した「富士山サーモン」のことも含めて、新しいトライに、私たち漁業者が少しでもできればと思うところです。県にはいつも感謝しております。ありがとうございます。

○高田委員

いとう漁協の高田です。先程、会長が言ったように、キンメは、稲取、伊東地区で操業している船は、ほとんどは朝顔見る程度という状況です。沖の方がなぜか、高津、中ノ瀬では、少しキンメダイが揚がっているという状況です。

先程、日吉委員が述べたとおり、カツオやキハダが、岸寄りを回遊しているようです。台風7号が来る前あたりから、水温が上がり、キハダ、カツオは曳き縄船が釣ってこなかっ

たので、ちょっとこの辺にいないという状況でしたが、また、キハダもカツオも水揚げが増えています。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。台風や天候不順等で、今月のしらす漁は、お盆後に4日程でした。先程、西原委員が言われたとおり、期待ほど量はございませんでした。他の魚の方もあまり漁獲はよくありませんでした。

それから、浜名湖のアサリですが、昨年と同じように、抱卵育成のために1ヶ月ほど休業期間を定めたんですけど、今年も9月から1ヶ月間休業することになりました。以上でございます。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。台風6号、7号のせいで、お盆過ぎまで全くできなくて、刺網もお盆明けに、数えるだけしか出ていません。

全然魚がないものですから、すごく単価が良くて、アマダイもキロ8千円、シロアマダイに関しては、キロ1万2千円です。

カニも全然獲れない状況であって、すごい高値を維持しております。

台風でビゼンクラゲがどこかへ行ったと思いましたが、また浜名湖から遠州灘に大量発生していて、網を入れると、べったり張り付いていて、非常につらいです。以上です。

○鈴木会長

皆さんどうもありがとうございました。

先程、高田委員から、キハダとかカツオが際にいるような様子だと聞きました。地元の者に聞くと、キハダがすぐ磯のところで跳ねていると。それで場所を聞くと、サザエとかを獲る場所よりも、まだ陸よりではないかということでした。

遊漁船がキハダを釣ってきたり、陸近くにおいて跳ねたりしていることが、異常気象のあらわれなのかなと思います。

それでは、本日の議事録署名人を、内山委員と安間委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項 うなぎ稚魚漁業の許可について、そして、協議事項 うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針について、ですが、これらは関連がありますので一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

○市川主任

水産資源課の市川です。うなぎ稚魚漁業の許可について御説明させていただきます。資料は1を御覧ください。

前回の海区委員会におきまして、このうなぎ稚魚漁業の許可内容について、事前に御協議いただきました。本日は、今年度のうなぎ稚魚の漁業の許可についての最終的な諮問となります。なお、本日御審議いただく内容については、今月の9日に開催されました静岡県内水面漁場管理委員会においても御審議いただいております。

前回の説明と重なる部分がございますが、ご了承ください。まず資料の1ページ目を御覧ください。

本県では、水産資源保護のため、静岡県漁業調整規則第36条の体長等の制限により13cm以下のうなぎの稚魚の採捕を禁止しております。

しかしながら、養殖用の種苗を確保することも必要であるため、県内需要を充足することを目的に、県が定めた「県内産種苗の取扱方針」及び「県内産うなぎ種苗に関する取扱要領」に基づき、特別にシラスウナギの採捕を許可してきました。

一方、令和2年12月に漁業法が改正されたことに伴い、漁業法第132条に、新たに「特定水産動植物」が規定され、シラスウナギがその対象となりました。これに伴い、従前の種苗採捕の許可ではシラスウナギの採捕ができなくなることから、今年度の12月の漁期開始までに、漁業の許可に基づく採捕へと移行する必要性が生じております。

このシラスウナギ採捕の漁業許可へ移行にあたっては、4ページから6ページに添付しております、「令和3年10月8日付けの水産庁長官通知」において、これまでの、県内の養鰻業者を優先したシラスウナギの供給や採捕数量の制限といった、現行の種苗採捕許可での制限が、適当ではない、と

ということが明記されました。そのため、今後は、この通知に対応した新たな許可制度に基づき、シラスウナギ採捕の許可をする必要がございます。

2 ページ目に移っていただき、御協議いただく内容についてです。

まず、新たな許可の取扱方針についてです。現行の県内産うなぎ種苗に関する取扱要領を廃止し、新たな許可に対応した、「うなぎ稚魚漁業に関する取扱方針」を定めます。

現行の要領との主な変更点について説明します。

1、流通ルートです。資料に記載の図にもございますが、現行では、採捕されたシラスウナギは、原則として県内の養鰻組合に限定して販売され、県内の養鰻業者に池入されるというように、採捕から池入れまでの流通ルートを規定しておりました。しかし今後は、国の方針に従い、県が流通部分で制限できる箇所は出荷先まで、となります。また、この出荷先というのは、決済までの間の一時的な保管場所という位置づけのものであり、販売先という意味ではございません。

この出荷先の設定についてですが、前回海区で御説明した当初の案から変更がありましたので、御説明させていただきます。16 ページを御覧ください。今後想定される流通経路をパターン別に示しております。

当初案では、この図の右側の薄灰色の点線で囲った箇所を出荷先とする想定でおりました。出荷先を数カ所に絞ることにより、市場のように各採捕団体が採捕したシラスウナギをとりまとめ、そこを決済の場とすることを想定しておりましたが、出荷先の管理等の面から調整が難しいということになりまして、当初案の前段であります、採捕団体が管理する場所もしくは採捕団体が管理を委託した保管場所、を出荷先とします。そのため当初「出荷代理人」という役割を設ける予定でしたが、なくなりました。

また、事前に御質問もいただきましたが、出荷先以降の流通は県で制限でしない部分となりますので自由となります。基本的には採捕団体と買取業者に任せる形となります。

2 ページにお戻りいただき、続いて、2 採捕許可数量です。これまでは県内養鰻組合に属する養鰻業者の池入れ量の範囲内の約 1.7t でしたが、こちらは国の通知に従い、採捕

上限を増やす必要があります。ただ、うなぎ資源の保護の観点から、無制限に増やすのではなく、今後は県内全ての養鰻業者の池入れ量である約 2.3t とします。

続いて、3 許可の対象者です。これまでは許可対象は団体に限ることとし、県内の採捕団体（任意団体）に許可を発給しておりました。今後は団体に許可する場合は、法人に限るため、団体の法人化をお願いしております。

続いて、4 その他です。1つ目のポツですが、取扱方針の中に、「許可の基準」についての規程を追加します。こちらは後ほど説明します。

続いて2ポツ目ですが、現行の種苗採捕許可から知事許可漁業へ移行したことに伴い、条文の変更等、所要の修正をしております。

また、流通透明化等の観点から、採捕した種苗の保管場所の届出や、定期的な採捕状況の報告など、これまで採捕者に求めてきた取組は、引き続きこの方針に定め、変わらずに実施していきます。協議事項は以上となります。

続いて3ページ目に移っていただきまして、今回の諮問事項となります。

1つ目が制限措置及び許可を申請すべき期間です。静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。

制限措置については、いずれもこれまでと同等の範囲で、下記の通り設定する予定です。

漁業種類は各地区で利用できる漁具はこれまでと同様とします。許可すべき漁業者の数ですが、従事者数は、各地区昨年と同数以内とします。操業区域ですが、各地区これまでと同様とします。漁業時期については、これまでと同様、12/1～4/30 とします。

この制限措置の内容である、漁業者の数や区域などについては、うなぎ資源の保護等を勘案しまして、今後もその人数や区域を増やすといった、これまでの規模を超える許可は出さない考えとしております。

また、許可を申請すべき期間は、令和5年10月1日から令和5年10月31日までの1ヶ月間としたいと思います。

ただいま説明しました制限措置の詳細については18ページ以降に添付がございますので、御参照ください。

3ページにお戻りいただき、諮問事項の2つ目が、許可の基準についてです。静岡県漁業調整規則第11条第5項に基づき、うなぎ稚魚漁業の許可の基準を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。

許可の基準についてですが、許可にあたっては、先程説明した制限措置において、許可すべき漁業者の数を公示し、申請を受け付けます。その際、公示した漁業者の数を超える申請があった場合の許可の優先順位が許可の基準になります。こちらについては、採捕実績を考慮し、まず第一に、前年度の採捕数量が多い者、次いで、過去5年の採捕実績（最低・最高値を除く）の平均値が高い者から順に許可の優先者を決定し、同列の場合はくじで許可者を決定することとしたいと思います。基本的には前年実績がある者に許可を出すという考えになります。

諮問事項の3つ目が、許可の有効期間です。こちらも静岡県漁業調整規則第15条第5項に基づき、有効期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。

許可の有効期間は、これまでの操業期間と同じく、令和5年12月1日から令和6年4月30日までとしたいと思います。諮問事項の説明については以上となります。

17ページを御覧ください。ただいま説明いたしました、許可に係る制限措置及び申請すべき期間、許可の基準、有効期間を定めることについて、知事から静岡海区漁業調整委員会宛の諮問文になります。

また、参考として29ページ以降に、関係法令の抜粋を付けております。

再び3ページにお戻りいただきまして、下の部分、今後のスケジュールについてです。

本日の海区委員会で、うなぎ稚魚漁業の許可に関する内容について、御審議いただきます。なお、冒頭にも申し上げましたが、本日の内容については、8月24日開催の内水面整委員会においても諮問し、了承をいただいております。

両委員会での審議を経まして、うなぎ稚魚漁業の許可についての答申が得られましたら、9月～10月に、制限措置の公

示、新たな取扱方針の公表、許可申請に関する説明会の実施、許可申請書類の受付、10月～11月に許可申請書類の審査、許可証及び採捕従事者証の交付をし、12月から、うなぎ稚魚漁業許可に基づくシラスウナギ採捕が開始されます。今後のスケジュールはこのようになっております。

最後になりますが、前回の海区委員会、それから今回事前にいただいた御質問がありますので、それについて回答させていただきます。

まず前回海区で、他県の情報の共有をお願いしたい、という御意見をいただきました。

主要養鰻県である宮崎県と鹿児島県の担当に聞き取りした内容になります。シラスウナギ採捕の知事許可漁業化は、お話しているように本年12月から開始となりますが、宮崎と鹿児島は予定を前倒し、それぞれ一昨年、昨年、既に知事許可に基づいたシラスウナギ採捕を開始しております。まず流通に係る部分については、各県、本県案と同じように出荷先までは制限をし、従前の種苗採捕許可の流通の仕組みと大きく変わらないようにしているようです。

また、採捕許可数量については、宮崎県では、本県の案と同じように、池入量を制限しているようですが、一方、鹿児島県では、採捕許可数量を、全国の養鰻業者の池入量である約21.7tの範囲内とし、事実上の制限撤廃としております。

それから事前にいただいた御質問についてですが、許可すべき漁業者についてですが、前年度に採捕実績がない場合は、翌年許可を受けられないとしていますが、採捕期間中に、病気やけが等で採捕を続けることができなくなった場合については、理由を示した休業届を提出いただくことで、その年に採捕実績がなくても、次年度も許可を受けられるようにしております。

また、新規でシラスウナギを採捕をしたい場合どうすればよいかという御質問についてですが、基本的には採捕団体に許可を出すこととなりますので、団体に加入していただくこととなります。ただ各地区における採捕従事者数は上限を設定しておりますので、団体を辞めた方がいて、欠員があった場合に加入することができます。加入条件については各々の団体で定めております。

本県のシラスウナギの価格が、世間と比べ安価に設定されている状況にあるか、という御質問についてですが、これまでは本県では、採捕者側と、買手側の養鰻組合が協議をして価格を決定してきており、買手側の独断で価格設定をしてきたというわけではございません。

また、本県の価格と市場価格にどの程度の差があるのかについてですが、私が2年前からシラスウナギの担当になって、価格決定の協議にオブザーバーとして10回ほど参加してきましたが、基本的には他県の価格を参考にお互い交渉して決めておまして、ここ2年の価格については、他県と同水準もしくは少し高い価格でありました。それ以前については、世間より安かったという声も聞いておりますが、シラスウナギの取引価格は常に一定ではなく、漁期中に変動があるものであります。ある時期は市場価格より安い、ある時期は高いという場合もありまして、どの程度の差があったのかは、その記録がなく把握しておりません。

いただいた質問に関する回答は以上となります。それでは御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、前回の協議を踏まえたうなぎ稚魚漁業の許可内容の案について、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

ただいま、市川さんからの説明の中で、静岡県は上限を決めるということで良いんですけども、鹿児島は数量撤廃という形ですが、これはどうなのでしょう。期限があつて、そのうちの期限いっぱいまで獲るというなら分かるんだけど、数量撤廃というのは、今の資源量から考えても、ちょっとどうかなと思います。

それと、3ページの許可の基準ですけども、入りたい人が上回る申請があつた場合というのは、たぶん私の知っている

限りでは、人数は決まっているものですから、それ以上入りたい人は、順番待ちという形が多いです。その順番待ちに対して不正があったというのが、過去にあったようですので、それを注意して欲しいです。それで、資料のアとかイというのは、やってる人たちの中での話なものですから、新規に入りたい人は順番待ちという形になっていくと思います。問題があって首になった人たちもおりますが、これから基準が厳しくなるということで、それは各団体にお任せした方がいいと思います。以上です。

○市川主任

上限については、水産庁の指導が、各県で定めている上限を撤廃し、全国の池入量の範囲内にするように、というものであります。鹿児島も内水面関係者の方で懸念があるとの意見がやはりあったようですが、最終的に調整がついて、全国の池入量の範囲内という形にしたということのようです。

許可の基準の方で、団体の順番待ちに不正があるという話がありましたけども、団体への加入方法については、基本的に団体に任せております。順番待ちのところもありますし、くじで決めるところもあるようです。そこは、団体に任せている部分なので、県の方からどうこうは言えませんが、トラブルが無いようにしていきたいと思います。

○鈴木会長

他に漁業者委員の皆様、ご意見ございませんか。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

審議の内容の中で、採捕許可数量について、お伺いします。西原委員からの質問に対して、お答えいただいたように、水産庁としては、上限を定めないという考え方が基本のようです。それでは、なぜ、静岡県では県内の養鰻業者全数の池入れ量を上限とするか、という理由が、私は見当たらないんです。私たちの県で、2.3 トンを上限にしたからといって、資源が保護できるということは、どこにも確証がありません。水産庁は、上限撤廃という考え方を基本としてるわけですから、なぜ静岡県が、県内の池入れ量を上限とするのか。

それは、要するに、池の量が決まっていて、私が調べた限

りでは、日本の養鰻業の池入れ量はそんなに変更がないんです。

日本のシラスウナギの資源量というのは、水産庁がまともに調べた歴史は一度もありません。それで、急に絶滅危惧種だとかという話がヨーロッパから出てきて、右往左往したというのが現状なんです。

日本の学者のほとんどがシラスウナギの資源量が減少しているというわけですが、個人的には、減少しているというのは少し言い過ぎなんではないかなと思います。

採捕量を撤廃することについては、資源量という科学的な根拠が無い以上、上限を設けるとというのが、なかなか難しいというのが、論理だと思います。

池がいっぱいになったらそれ以上入れないというのが、現状に合わせた考え方なわけで、この目的を、先程の市川さんは、静岡県としてはシラスウナギ資源を守りたいからおっしゃいました。ですが、それが県内の養鰻業の池入れ量を静岡県における採捕許可量の上限値とすることと、本当に合っているかどうか。基本的には、静岡県も許可数量の上限を撤廃すべきだというのが、私の考え方です。以上です。

○安間委員

最初に、8月9日に行われた内水面委員会で出た意見の中で報告できる意見がありましたら、教えていただきたいです。

そして、今までの任意団体から法人化されるということで、おそらく、登録するのに反社会的な団体に関与していないかという誓約書を取っていると思うのですが、そこら辺の精査が事務局として、しっかり取れているかどうか。先程、西原委員もおっしゃられましたが、よそから見ておかしいんじゃないかという指摘があるものですから、そういう透明性という点をお伺いしたいです。

○伊藤事務局長

8月9日に行われた内水面委員会についてですが、2ページの今後の流通ルートについて、どうなるんですかという意見が出ました。

それは今度、水産流通適正化法という別の法律で、縛りがかかるのでという説明をしました。今までは、種苗採捕許可

によって制限されていたものですから、そこはどうかという質問が出ました。

○市川主任 反社会的勢力の参入についてなんですけれども、採捕団体には、今度、知事許可漁業になるにあたり、暴力団関係者は許可できませんという話は事前にしております。また、許可証の内容につきましては、例年県警の本部の方にも許可証の写しを提出しておりますので、そういった場合については、県警の方に照会して、許可の取り消しという措置を取る可能性もあると考えております。

○安間委員 許可者は、結構いるんですね。

○市川主任 採捕従事者の数としては、去年は908となっております。

○安間委員 なかなかの数ですので、そういう漁業を生業としている人たちから、不満が出ないような内容にして欲しいと思いました。以上です。

○伊藤事務局長 元々、数千人いた人たちをここまで絞った形になります。県として管理できないものには、なかなか許可が難しいものですから、実績の無い人には辞めてもらっている形になります。

○山下局長 池入れ量については、他県でも、うちと同じような考え方をしているんですか。

○市川主任 愛媛、兵庫、福岡、と既に知事許可に基づく採捕を開始している県が何県かあるんですけれども、だいたい各県の養鰻業の池入れ量という形で制限しているようです。水産庁がいうような全国の養鰻業者の池入れ量を上限としている県は、今のところあまり聞かないです。

○伊藤事務局長 池入れ量の話があったんですけれども、内水面の人たちは、親ウナギを漁業をして獲っているんですね。上限が撤廃されると、各河川で獲っているウナギが獲れなくなっ

まうという可能性があるので、内水面の人たちにとっては不利益になってしまいます。水産庁からも根拠がある数字を出せとなっているので、内水面と協議して、決めたわけです。

○鈴木伸洋委員

要するに、内水面ではシラスウナギではなくて、親ウナギの漁業が成立しているわけだけれども、シラスウナギの上限を撤廃すると、親ウナギが減ってしまうからという懸念があるわけなんですね。

○伊藤事務局長

そうですね。それで、今までよりは少し数量を上げる形で調整したわけです。

○西原委員

県内養鰻組合に入っている養殖業者とすべての養鰻業者ということで、今までよりも増やしているわけですね。

○伊藤事務局長

今までよりも約 25 パーセント増えることとなります。

○鈴木伸洋委員

事務局長が言う論理は分かります。けれども、本当に撤廃をしたら、親ウナギが減るとするのは、あくまでも想定ではないのですか。

○伊藤事務局長

撤廃してもどうなるのか、最終的にどう影響するかは誰にも分からないと思います。

○鈴木伸洋委員

そこは、水産庁が責任を回避しているということですよ。撤廃を基本的に考えている水産庁が、親ウナギが減って良いと考えているわけではないと思います。しかし、水産庁はなぜ上限を撤廃するのか。今までは、資源を守ろうという形でやってきた。水産庁が指導してきたことは、内水面振興法に抵触するに近いようなことなんですよ。それで、急にシラスウナギの上限を撤廃すると言っているんだけど、資源が増えたとも水産庁は言っているわけではないです。それで、このように県知事許可漁業にしようとしている。逆に言うとこれは、県の問題ではなく、国の問題ですよ。県知事許可漁業にすることによって、県の責任にするということですから。本来は、国が管理するというので、内水面漁業法の中

に規定したわけですよ。県を責めているわけではなくて、水産庁の論理が急に変わっているということです。

水産庁は上限を撤廃すると言っていますが、シラスウナギも含めて、親ウナギも獲れなくなっているというのが現場の声であるから、各県は、制限を掛けようとなっています。

現実的には、静岡県はこのような案にするしかないと思うんですよ。これまで、養鰻業はかなりダメージを受けてきて、廃業しているところもある中で、どうなんですか。数値が妥当かどうかの議論はまた別ですが、またどっかで上限を求めたいという説明も分かります。この案で良いと個人的には思うんですけども、少し考えるところがあります。

水産庁がある程度、こういうような形でやってくれという基本姿勢を全国的に出して、それを各県に合わせて、上限を設けてくれというのが、普通だと思うんですよ。

○吉野統括官

確かに、資源保護は重要であり、全国的にしっかり守っていかなければならないわけで、鹿児島 の例もありますが、ただ、静岡で今までやってきたことをベースとしながらやっていくということが重要であると思います。

○鈴木伸洋委員

私もこの意見にまったく賛成であります。そのプロセスとして、この数値が科学的な根拠があるというのも重要であると思います。では、この2.3トンはどういうような見積もりで出していますか。

○伊藤事務局長

養鰻業者の数は、国の許可によって決まっているわけで、その池入れ量で決めています。

○西原委員

今までは、県内の養鰻組合に入っているところだけに渡していたわけですか。

○伊藤事務局長

最終的に枠が余れば、組合員外へも渡していました。ただ、組合に入っていない方は、12月とか早くに欲しいわけで、そのときは採捕量が少ないものですから、現実的にはあまり渡せていませんでした。

分布することから、日本だけで把握するのは難しい問題であると思います。

○鈴木伸洋委員 資源が無いと言っているけれど、科学的根拠は一体何なんですか。それは、今ここで議論していることですよ。

○日吉委員 今、私は、シラスウナギの漁獲量制限が無いと聞いて、大変驚きました。TACとかいろいろな制限が出ている中で、このような話を一般の漁業者が聞いたらとてもびっくりすると思います。そういうことも問題点なのかなと思います。

○鈴木伸洋委員 採捕許可量のというのは、資源を守っていくわけで重要ですが、上限を撤廃するというのは、今の時代において矛盾を感じるし、国際的にもウナギ資源を守っていこうということをやっている、日本はも厳しい状況になりますと水産庁は言っていたが、ここにきて漁獲量を撤廃というのはどうなのかなと思います。

○伊藤事務局長 撤廃といっても、日本の養鰻業者の池入れ量という上限はあります。各県でどうですかという話になります。

○日吉委員 私が危惧するのは、全国的に漁獲制限を設けようとしている中で、撤廃するのを他の漁業者が聞いたら、マイナス要因になってしまわないかなということです。

○鈴木伸洋委員 池入れ量というのは、物理的な上限であり、ある意味では正しいとは思いますが、鹿児島の場合といい、各県でバラバラでやっているのもおかしいと思います。

○日吉委員 池入れ量というのは養鰻業者の商売を守るためのものではないと思います。

○鈴木伸洋委員 今回のこの数字は、この期間だけの話であって、今後変えられるわけですよ。

○市川主任 今後変更することも可能です。

○鈴木会長

少しよろしいですか。2.3トンという数字は、養鰻業者に十分に渡りますという数字で考えてよろしいですね。また、内水面との話であって、制限を撤廃をして河口で獲られてしまったら、河川の資源量が大きく減るということと、そこでもうなぎが育って川を下って、それがシラスウナギになるのかなというのを考えると、上限を撤廃することは良いのか悪いのか、私には分かりませんが、今回、このように諮問事項が来ています。採捕許可数量以外は、例年並みということで、今回はこのような形でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、諮問事項 うなぎ稚魚漁業の許可について、そして、協議事項 うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱方針について、原案のとおり了承します。

ですが、今出たそれぞれの意見は、また次を決めるときにおいて、答えが出るようにしてください。

それでは、時間が経ちましたのでここで、10分間の休憩を入れたいと思います。

(休憩)

○鈴木会長

それでは再開します。指示事項のA えびかご漁業について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

事務局の永倉です。えびかご漁業の操業について御説明いたします。資料2を御覧ください。

経緯ですが、えびかご漁業は、昭和40年代から行われていましたが、昭和60年以降は委員会指示により、試験研究機関等が行う場合を除き操業が禁止されていました。

平成9年にえびかご漁業研究会が発足し、以降、試験操業が行われ、水産技術研究所による資源評価が行われるようになりました。

平成22年度には、これまでの資源評価を踏まえ、今後のあり方が静岡海区の小委員会で検討され、同年8月の委員会

において、承認漁業となりました。また、承認にあたり隻数をこれまでの3隻から5隻に増やしたため、1隻当たりの持ちかご数を120から80に減らしました。更に、平成27年度以降、漁獲量と資源量の指標値の減少により承認隻数を5隻から4隻に減らしています。

中段の左の図を御覧ください。えびかご漁業の主な漁業対象種はアカザエビです。アカザエビは銚子沖から日向灘に分布し、水深200～400mで漁獲され、味が良く、高値で取引されています。操業海域は右の図のとおり駿河湾西部の斜線を引いてある部分で、水深200mよりも深い海域となっています。

現在は指示による制限に加え、自主的な資源管理が行われています。指示による制限については、承認隻数は4隻以内、操業期間は12月1日から翌年3月31日までで、ただし、操業日数は1隻につき期間中40日以内とする。そして、漁業の条件としてアカザエビの漁獲量の上限は2.5トン、また、かご数は80個以内の制限となっています。

そして自主的な資源管理については、えびかご漁業者で構成されるえびかご漁業調整協議会では、資源の持続的利用を図るため平成30年度漁期から、「漁模様（漁獲量）が悪ければ各自操業を控える」ことを、令和3年度漁期から「アカザエビの頭胸甲長40mm以下の個体については放流する」、「同じ場所で長く操業するとサイズが小さくなっていくため、その場合は場所を変える」ことを決定し、これを遵守しています。

それでは、昨年令和4年度漁期の操業の結果について説明します。図を用いて説明しますので、3ページを御覧ください。一番上の表1にえびかご漁業の操業結果をお示ししています。上がえびかご、下が小型底びき網による結果です。こちらは沼津魚市場の数値になります。図1を御覧ください。表1のえびかごによる数値、さらに過去の数量も加えたアカザエビ漁獲量と、のべ使用かご数の経年変化を示しています。漁獲量は棒で、延使用かご数は折れ線で表しています。令和4年度のアカザエビ漁獲量は1,311kgで、過去5年間の平均漁獲量1,061kgを上回りました。延使用かご数も10,640かごと増えています。承認漁業となった平成22年度以降で

は概ね横ばい状態となっています。

図2を御覧ください。図2は1かご当たりのアカザエビ漁獲量の経年変化について示したものです。承認漁業となった平成22年度以降、変動はあるものの概ね横ばい状態となっていますが、直近3年間では減少傾向が見られるので、注視したいと考えています。

次に、表2を御覧ください。令和4年度漁期中の月別の操業結果を示しています。漁期開始から漁期末まで、1隻当たり漁獲量、1かご当たり漁獲量については、大きく減少することなく推移していました。

図3を御覧ください。令和4年度漁期中のアカザエビの頭胸甲長の変化を示しています。これらは漁業者に測定してもらった結果となります。漁期中、頭胸甲長は40-70mmの間で推移しており、明瞭な小型化は認められませんでした。

以上のことから、えびかご漁業の指示に関する考え方を示した2ページの「2 指示事項」を御覧ください。

えびかご漁業の方向性としては、現状の指示内容及び自主的な資源管理を継続することで、漁獲量や資源量の指標値を維持することを目指します。

また、原則として、資源量の指標値が上昇し、アカザエビの漁獲量の上限に迫るような年が続くような場合を除き、指示の制限の内容は緩和しません。

この方向性のもと、引続き漁期中における定期的な漁獲量のモニタリングや漁獲個体の測定を継続し、資源状況を注視しながら承認漁業を継続することとしたいと考えております。

指示の内容につきましては5ページ以降を見ていただきたいのですが、昨年からの変更点は、下線で示しておりますように、指示の有効期間等期日に関する変更のみとなっています。

委員会指示の内容について御審議いただき、指示の内容について了承された場合には、5ページ以降の案のとおり県公報にて公示します。

なお、軽微な修正等あった場合は事務局で修正することについて御一任いただければと思います。以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

- 伊藤事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行の指示と同じ内容で指示を継続することについて、皆様に御審議いただきたいと存じます。
- 鈴木会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。
- 日吉委員 直接は関係ないんですけれども、伊豆の沖にもアカザエビがいたらしくて、以前水技研でも調査されたみたいですよ。静岡県と神奈川県の間資源が多いらしいです。
今は、キンメダイも含めて漁船漁業が厳しい現状ですので、試験操業など、また相模湾も調査をして欲しいです。一度にたくさんやって資源量を痛めたくはないので、若手に限定するなどして、やっていけたらと思っています。
- 高田委員 日吉委員が言ったとおり、前々から考えておりました。漁場が初島周辺など県境付近であります。そこら辺は、大型船の航行も少ないので、試験操業をできる区域を作っていただけたらありがたいです。キンメ漁も不漁ですので、その転嫁もしないといけませんし。
- 永倉主任 今のご意見については、現在えびかご漁業を行っているのが駿河湾海域でありますので、相模湾については、直近の状況は分かりませんが、また水技研などと協力して、試験操業などを含めて別途相談させていただけたらと思います。
- 影山委員 私は、水技研伊東分場での勤務経験があるんですが、昭和50年代最後の方だったとは思いますが、私は直接の担当ではありませんでしたが、えびかごについては、何年か試験操業を行った結果、採算レベルには到達しなかったということで、本格的な操業には至らなかったのかなと思います。
- 日吉委員 神奈川の三浦半島などの相場を見ると、とんでもないものになってます。昔の魚価とは、はるかに違うものになってい

と思います。今は、洋食に使う市場が出来て需要があるので、その分違ってくるのかなと思います。

○影山委員

昔と今では、市場価値的には、大きく違っているのは確かです。ですが、全体としては、資源量が決して多くはない。それを寄ってたかって獲ると、駿河湾のように短期間で最初のレベルから大きく落ちてしまうと思います。そういうところを生かして、しっかりと状況を見ながら適正に展開していくのが大事かなと思います。

○鈴木伸洋委員

水技研に要求して欲しいのですが、資源の変動値が大きい中で、試験操業をまた行うのもひとつの手だと思います。ただし、試験操業をして得られたデータを、どう分析して、どう評価していくか。そこら辺を整理して、科学的な根拠が得られる試験操業をして欲しいと思います。許可の妥当性も含めて、変動が激しい中で試験操業が効果があるようなものになるような判定の基準をつくってやることも重要なのかなと思います。

この漁業の場合、延使用かご数と漁獲量が一致してしまっています。そういう人為的部分ではなくて、生物的部分の評価の基準を作って、試験操業をするべきだと思います。

○高田委員

駿河湾には、底曳き網がありますが、それには入らないのですか。そこで、獲る量も制限しないとまずいのではないのですか。

○日吉委員

底曳きは、小型魚を逃がすということはできているのですか。

○永倉主任

網目などによって、ある程度以上の大きさのものを獲って、小さいのものは獲れていないというのが現状になります。

○鈴木会長

底曳きの魚価が上がるかどうかは、このエビが入るか入らないかにもよるようです。キンメ漁でも掛かることはあるので、沖合にいることも確かです。

取組なので、それをまた急に上げるのも現場の負担になってしまいますので、モニタリングをしていきながら、適切な放流サイズなども検討して、徐々に現場と意見調整していきながら、やっていきたいと思います。

○鈴木会長

資源管理と漁業者と儲かる漁というのはすごく分かります。一番難しいのがその調整だと思います。それを獲らなければ漁師は食っていきませんし。決まりを作ると、決まりに縛られるようになってしまいますので、そこをどういうように説得していくかも重要になってくると思います。

出尽くした意見を参考に、また今後の方に生かして下さい。このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 指示事項の ア えびかご漁業について、原案のとおり了承します。

続きまして、指示事項の イ 定置保護区域の設定について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

それでは、お手元の資料 3 を御覧ください。

1、定置漁業の保護区域について御説明します。今回は、6月の海区で皆様に経緯を御説明した、定置保護区域の委員会指示設定に関する協議（審議）となります。よろしく御願います。

定置保護区域は、漁業調整上、許可漁業から定置漁業を保護するための区域です。定置漁業の漁場、特に魚が入ってくる「羽口」側における許可漁業の操業を制限することで、定置漁業の経営の安定化を図っておりますが、この区域は、漁業権者の同意があれば、許可漁業であっても操業は可能となっております。

1 ページ下の、定置漁業権の場所と書いてある図を御覧ください。こちらに、今回免許する予定の定置漁業権の大まかな位置と免許番号をお示ししております。現在は、沼津市西浦にあります 14 番の今回新設する定置、を除くすべての場

所で定置漁業者からの要望に基づいた保護区域が設定されております。なお、これら区域は地元漁協の同意を得た上で要望されております。

この保護区域は令和2年の漁業調整規則改正時に、資料にお示しした理由から規則から削除されましたが、今回の免許切替のタイミングで、定置漁業者から知事にあてて、定置保護区域の設定要望がありました。

定置漁業者からの要望については、6ページに静岡県定置漁業協会会長から知事にあてた要望書を、7ページ、8ページに協会から要望のあった、免許予定者による要望区域を、9ページ以降に要望のあった保護区域が属する海域の漁協組合長からの同意書を、23ページ以降に、定置漁業権の漁場区域と要望する保護区域をお示しした図を添付しています。

なお、定第14号、今回新設した沼津市西浦の定置につきましては、免許予定者からの要望はありませんでした。

3ページにお戻りください。今回の定置漁業者からの要望を踏まえ、知事から静岡海区会長にあてて、保護区域を委員会指示にて設定していただきたい旨の依頼文を添付してございます。また、4ページ、5ページに海区の指示を発出する場合の案をお示ししてございます。

指示案につきましては、1で保護区域を定め、2で許可漁業の制限と、漁業権者の同意があれば操業可能である旨を、3で指示の有効期間を記載した構成となっております。この指示案の考え方について御説明したいと思っておりますので、2ページを御覧ください。

9月1日に知事が定置漁業者に漁業権を免許することに伴い、県としては定置漁業の経営安定化のため、規則から指示に変わっても、従前と同様の内容で保護区域を設定したいと考えております。

このため、指示期間は免許と同じ5年、この期間につきましては、6月の海区でも御説明したように、今回の指示は、漁業調整規則に基づいて設定していたものを、規則改正時の整理で指示にて対応することになった点、それから、県が免許期間を5年間として設定している定置漁業権に付随するものであるという観点から、通常海区指示の位置づけとは別の意味合いで、指示期間を5年としたいと考えておりま

す。

また、指示案の1でお示した保護区域につきましては、いずれも現在と同様の範囲であり、それぞれの漁場が属する地元漁協から保護区域設定にかかる同意を得ております。

以上より、Ⅱの指示事項の部分となりますが、この場で御審議いただき、了承が得られましたら、静岡海区の指示により定置保護区域を設定したいと存じます。了承された場合は、別案のとおり、漁業権の免許日と同日付で県広報にて公示いたします。

なお、字句等の軽微な変更があった場合は、修正を事務局に一任していただきたいと存じます。

以上、よろしく申し上げます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

定第14号のところなんですけど、あそこは許可漁業が多い中でどうなっているのですか。

○松浦主査

その区域の許可漁業の対象が、しらすと刺網であり、漁協さんの中で話をして、特に規制ということをしなくても、組合員は避けるだろうとなって、もしどうしても必要なら、また検討することになっています。

○西原委員

私どもは小型定置なんですけど、知事許可では500メートルの保護区があるんですけども、しらすの2艘曳きによる被害が多くあります。しらすのマナーが少し悪いものですから、そちらへの注意も合わせてして欲しいと思います。

○鈴木会長

その辺のことから守るのが保護区域だと思います。徹底の方よろしく申し上げます。

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 ありがとうございます。それでは 指示事項のイ 定置保護区域の設定について、原案のとおり了承します。
続きまして、報告事項のア 知事許可漁業の要望調査について、事務局から説明をお願いします。
- 永倉主任 水産資源課の永倉です。知事許可漁業の要望について報告します。資料4を御覧ください。
最初に前回の委員会の説明と重複しますが、改めて本県の知事許可漁業について説明させていただきます。
知事許可漁業には、農林水産省令で定めるものと、静岡県漁業調整規則で定めるものがあります。
農林水産省令で定める漁業は、漁業法第57条第1項に基づき、農林水産大臣が都道府県別に船舶についての隻数や総トン数の最高限度を定めている漁業で、本県では中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業の2漁業が該当し、令和5年3月31日現在で43件の許可及び認可がされています。
静岡県漁業調整規則で定める漁業は、漁業法第57条第1項及び水産資源保護法4条1項並びに静岡県漁業調整規則4条に規定された、漁業を営むには許可を受けなければならない漁業で、小型まき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業等の19漁業種類があり、同様に1,773件の許可及び認可がされています。
これらの知事許可漁業は、現在、有効期間を3年としています。現在の許可は、令和3年9月1日付けで発給され、令和6年8月31日をもって許可の有効期間が満了いたします。そこで、令和6年9月1日付けで新たに許可を発給する必要があります。このことを一斉更新と呼んでいます。新たな許可は、知事許可漁業の取扱い方針等を定め、これらに基づいて発給することとなります。
なお、知事許可漁業の取扱い方針等には、全ての漁業に関わる「基本方針」、個別の漁業に関する「漁業別の許可等の取扱い方針」、「漁業別制限措置及び許可の条件」、そして「知事許可漁業定数」の4項目となります。これら知事許可漁業の取扱い方針等は、海区漁業調整委員会において御協議いた

だき、今後定めていくこととなります。

なお、知事許可漁業の取扱方針等を定めるにあたり、現在、沿海漁協等に知事許可漁業に関する要望調査を行い、その内容について資源保護や漁業調整の観点から支障がなければ当該方針等に反映していきます。本日はこの要望調査の報告となります。

この他、知事許可漁業一斉更新に係る作業等について、資料 2 ページに作業日程表を載せてありますので、ご確認ください。

それでは報告に移ります。先程説明した要望調査について、沿岸 16 漁協及び県漁連、県さくらえび漁業組合等 6 漁業団体に対して実施しました。

その結果を資料の最後、A3 の資料にお示ししました。提出団体、要望ごとに一覧にしてあります。計 25 件の要望が提出されました。

内容については、事務局で分類し、表中の 1 番左側の欄にローマ数字で区分を付け、区分ごとに要望を示しました。内容ごとの提出件数は、区分Ⅰとした漁業調整規則に係るもの 2 件、区分Ⅱとした定数増や操業区域拡大など漁獲圧の増加につながる可能性のあるもの 17 件、区分Ⅲとした新規許可 4 件、区分Ⅳとしたその他 2 件でした。

本日はあくまでこちらの要望調査の報告のみとさせていただきますが、次回、10 月の本委員会では、それぞれの要望について、事務局側から漁獲対象種の漁獲状況、資源状態がどうなっているか、また、漁業調整上どういった問題が考えられるか等を説明させていただき、そのうえで委員の皆様には要望内容を認め、許可漁業に反映するかについて御協議いただきます。

なお、3 ページ以降には今回の報告で関係のあった根拠法令を抜粋して載せてあります。

以上で知事許可漁業の要望についての報告を終わります。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。
- 続きまして、報告事項のイ 一都三県連合海区漁業調整委員会について、事務局から説明をお願いします。
- 松浦主査 それでは、報告事項イ、一都三県連合海区漁業調整委員会について、資料5に沿ってご説明いたします。座って説明させていただきます。今回は、本県さば漁業（棒受網漁業とさばすくい網漁業）の許可等の取扱いについて、8月4日に行われました一都三県連合海区の報告となります。
- まず、1の経過をご覧ください。1ポツ目から3ポツ目については前回、7月21日の海区の資料と同様です。一番最後のポツには、取扱要領や定数としての許可すべき隻数等を策定、公表するまでのスケジュールをお示ししています。
- 2の報告事項をご覧ください。(1)についてですが、7月21日に行われた静岡海区漁業調整委員会で協議・諮問し、答申をいただいた以下の件について、8月4日に千葉県で行われた一都三県連合海区で報告・協議し、原案通り了承されました。東京都及び千葉県における各海面の許可等の取扱いについても同様でした。
- (2)の出席報告ですが、本県からは鈴木会長、橋ヶ谷副会長、高田委員の3名に御出席いただきました。鈴木会長、橋ヶ谷副会長、高田委員、ご出席いただきありがとうございます。以上となります。
- 鈴木会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がりましたが、このことについて、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。
続きまして、報告事項のウ ぐろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。
- 松浦主査 ぐろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、水産資源課の松浦から御報告します。
資料の【報告の経緯】を御覧ください。2ポツ目にぐろまぐろ（小型魚）の管理方法が記載してございます。すなわち、小型魚は県方針において、1年を4か月ごと、3期に分けて漁獲を管理しています。この度、4月から7月までの期間が終了したことから、漁船漁業等及び定置漁業の当該期間の残枠全てを翌期間の8月から11月までの期間に繰越しました。
この処理は、3ポツ目にありますように、方針の該当部分に記載の方法に基づく処理となり、既に8月15日に変更を告示してございます。また、実際の変更状況は3ページにお示ししたとおりとなっております。以上です。
- 鈴木会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。
- 日吉委員 先日、小型マグロのすごい来遊があつて、網の後ろから逃がしたんですけど、逃がしきれなくて、だいぶ落ちてしまいました。定置協会で自主資源管理をしているのですが、それをオーバーしてしまいました。
クロマグロの資源が増えたなというのと、予測もできないものだなとも感じました。やはり、マグロの研究は難しいのかなと思いました。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、報告事項のエ 全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について、及びその他の事項のア 全国海区漁業調整委員会連合会 東日本ブロック会議の開催についてですが、これらは関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。座って説明させていただきます。資料7を御覧ください。

まず全国海区漁業調整委員会連合会 令和5年度要望活動結果を御紹介します。去る7月11日に全漁調連会長、副会長の5名と事務局職員で国土交通省、海上保安庁、外務省へ要望活動を行いました。また、午後からは理事4名も加わり水産庁への要望活動、意見交換会を行いました。鈴木会長には全漁調連副会長として早朝から長時間に亘り活動いただきありがとうございました。

当日の具体的な要望内容は、水産庁とは、全漁調連からの新規要望項目8題に対する口頭回答があり、その他出席者との意見交換を、海事局、海上保安庁、外務省については、該当する要望に対して口頭で回答がありました。いずれの省庁も面談時間が限られたため、正式な回答は別添のとおり文書で回答をいただきました。

資料7として省庁別の要望事項の一覧表と各省庁からの要望に対する回答を配付いたしますので、お時間のあるときに内容を御確認いただければと存じます。

この文書回答を受け、来年度、令和6年度の要望活動に向けて、海区委員の皆様を始め県漁連、県内漁協へ要望事項の照会をしたいと存じます。

それでは、クリップ留めの本日付け事務連絡通知を御覧ください。要望提案がございましたら、別紙様式に要望内容を御記入いただき9月29日までに事務局あてにメール又はFAXで送付願います。提出された要望提案は、次回10月12日の海区で皆様に内容を協議いただき、11月の全漁調連東日本ブロック会議で審議、検討の予定です。その後、全漁調

連の役員会等を経て、来年5月の総会決議ののち、来年6月頃に各省庁への要望活動を実施する運びとなります。

なお、外務省についてはまだ文書回答が届きませんので、届き次第お知らせしたいと思いますが、今回新規要望提案がなかったため、昨年度の回答と同様になっていると思われます。

次に全漁調連東日本ブロック会議について御案内いたします。もう一つのクリップ留めされた全漁調連東日本ブロック会議の開催についてという配付資料を御覧ください。

先程説明で少し触れましたが、来年度の要望項目を11月に開催される東日本ブロック会議で審議、検討される予定ですが、今年には本県がブロック会議を担当いたします。

資料の中程に記載のとおり、11月9日に中島屋グランドホテルにて会議と情報交換会、翌10日に焼津漁協ほかを現地視察するスケジュールで計画を進めております。出席者は、頁下部に記載の北海道から三重までの海区の会長さんと事務局職員、来賓として水産庁の沿岸・遊漁室の担当数名を予定しています。

委員の皆様におかれましては、オブザーバーでの任意の自費参加となりますが、全漁調連の活動を知る機会であり、他海区の委員さんと交流をもてる場ともなりますので、会議、情報交換会、翌日の現地視察に参加の御希望があれば事務局まで御連絡いただきたいと思います。なお、参加費は情報交換会のみ会費7,500円となります。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、御意見等ありましたらお願いいたします。

要望活動についての件で、この機会にぜひ提出してください。要望事項にあげたものに対しては、このように細かい回答が来るのはいい機会でもあります。

○日吉委員

ひとつよろしいでしょうか。前回要望して、今回、回答が付いていますが、静岡県が事務局をしていて、定置のことが結構触れられていて、静岡県が非常に素晴らしいことをやってくれたと日本定置の方がおっしゃっていました。以上で

す。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○市川主任

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は10月12日（木）、を予定しております。開催場所は決定次第御連絡いたします。

主な議題としましては、諮問事項 小型機船底びき網漁業手操第3種漁業（貝けた網漁業）について、等を予定しております。よろしくお願いします。

○鈴木会長

次回海区については、10月12日（木）ということですので、よろしくお願いします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期19回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。


（終了 16：20）


。特に
上とし
。
。次回
は決定
網漁業
してお
ですの
しまし
いまし
会しま

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録
署名人として署名押印する。

令和5年8月24日

議長 **鈴木 精** 

議事録署名人
内山 希人 

議事録署名人
安間 英雄 



家本堂



大藏院



洞業問

